

## 令和 6～8 年度版高齢者のためのあんしんガイドブック協働発行业務仕様書

本仕様書は、令和 6～8 年度版高齢者のためのあんしんガイドブック（2（1）を除き、以下「ガイドブック」という。）協働発行业務に関する内容を定めたものです。なお、本仕様書に定めのない事項については、高松市（以下「市」という。）と協働発行业務者（以下「事業者」という。）が協議の上、決定するものとします。

### 1 事業者の業務内容

#### （1）紙面の企画・編集

行政情報その他の高齢者の自立した生活の継続や健康増進に資する情報であって、市が提供するもの（以下「行政情報」という。）を活用したガイドブックのデザイン、企画及び編集

#### （2）印刷及び製本

#### （3）有料広告の募集及び掲載

#### （4）ガイドブックの納品

##### ア 冊子の納品

市が指定する場所（高松市役所本庁舎、地域包括支援センター、各総合センター（6か所））

##### イ データの納品

次の電子データを CD-R 等で納品すること。

- ・ Adobe PDF ファイル（市 Web サイト掲載用とし、広告を除いたものとします。）
- ・ 文字情報のみを抽出したテキストファイル（Microsoft Word でも可）

##### ウ 納品期限

第 1 期（令和 6 年度版） 令和 6 年 3 月 31 日

第 2 期（令和 7 年度版） 令和 7 年 3 月 31 日

第 3 期（令和 8 年度版） 令和 8 年 3 月 31 日

### 2 成果物（ガイドブック）の規格等

（1）名称 高齢者のためのあんしんガイドブック

（2）対象年度 （第 1 期）令和 6 年度版

（第 2 期）令和 7 年度版

（第 3 期）令和 8 年度版

（3）構成 市が実施する高齢者福祉についての情報、広告等

（4）発行部数 30,000 部／年（高松市への納品部数）

（5）刷り色 カラー刷り（ユニバーサルデザインに配慮したもの）

（6）文字 高齢者が読みやすい、ユニバーサルデザインに配慮したもの

（7）判型・製本 A4 判（縦）、無線綴じ、左綴じ

（8）ページ数 概ね令和 5 年度版の内容が記載されていること

【参考】令和 5 年度版 64 ページ（表紙及び裏表紙を除きます。）

（9）印刷 全ページフルカラー印刷を基本とします。

- (10) 紙 特に規定しませんが、相当の耐久性があるものとします。  
事業者選定後、市と協議の上、決定することとします。

### 3 事業期間

(1) 第1期（令和6年度版）

製作期間：協定締結日から令和6年3月31日まで

配布期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(2) 第2期（令和7年度版）

製作期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

配布期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 第3期（令和8年度版）

製作期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

配布期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 作成経費

事業者は、ガイドブックに広告を掲載できるものとし、その広告の掲載により得られる収入は、事業者に帰属するものとします。ガイドブックの企画、編集、印刷、製本及び納品に係る全ての費用は、事業者が負担するものとし、市は一切の費用を負担しません。

なお、事業者は、広告販売状況のいかなを問わず、ガイドブックを発行する責任を負うものとします。

### 5 広告の掲載

- (1) ガイドブックに掲載する広告については、高松市広告掲載要綱（平成30年4月1日施行）の規定を遵守し、市の刊行物にふさわしくないものが掲載されないようにしてください。
- (2) 葬儀、墓地、墓石等の死を連想する広告の掲載はできません。
- (3) 病院・歯科医院・薬局・介護事業者の広告を優先的に掲載するものとし、それだけでは広告が不足する場合は、高齢者と密接に関係する広告を掲載できるものとします。
- (4) 広告募集については事業者に一任しますが、編集段階で、掲載が決定した広告については、業種ごとにまとめた一覧を添えて市へ報告してください。広告の選定段階におけるその都度の市への報告は不要です。ただし、最終校正までに、広告掲載事業者の不適合事項が発生した場合、広告掲載をお断りすることがあるため、事前にその旨を広告掲載事業者に説明し、承諾を得ておいてください。
- (5) 掲載面及び位置等は、市と協議の上、決定することとします。
- (6) 全紙面に対する広告の割合は概ね20%以下としてください。なお、表紙及び目次のページには広告を入れないこととします。表紙裏、裏表紙、裏表紙裏への広告掲載は可能です。
- (7) 広告は、一見して広告であると分かる表示又は体裁としてください。
- (8) 掲載する広告の問合せ先は、事業者である旨を掲載してください。

